

◎よくある質問	
質問	回答
地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 共通	
認定制度の趣旨を教えてください。	薬局の基本的な機能に加えて、がん等の専門的な薬学管理に対応できるなど、特定の機能を備えた薬局を都道府県知事が認定し、当該認定を受けている薬局は「地域連携薬局」または「専門医療機関連携薬局」と称することが出来るようになります。名称表示により府民が自分に適した薬局を選択出来ます。
認定申請等について相談したいがどうすればいいか。	質問事項をFAX(所定の様式)又はインターネットにて相談してください。詳細はこちら
必ず認定を受ける必要があるか。	府民が自分に適した薬局を選択することが出来るようになることが制度の趣旨であり、申請については任意となりますが、認定要件を満たしている薬局においては申請をご検討ください。
認定されると診療報酬の対象となるか。	診療報酬についてお知りになりたい方は近畿厚生局にお問い合わせください。(近畿厚生局ホームページアドレス) URL: https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/iryoka_tyousaka/26kari.html
地域連携薬局	
【適合表5】医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績が過去1年間において月平均30回以上あれば、実績がない項目があっても要件を満たしていると判断して差し支えないか。	差し支えないが、満遍なく実施していることが望ましいです。
【適合表5】調剤報酬の「服薬情報提供料」等を算定したもののみが実績とされるのか。	算定の有無に関わらず、情報提供を実施していれば、実績とすることで差し支えありません。
【適合表5】医療機関に電話で報告及び連絡し、薬剤服用歴に記入したことをもって実績となるか。	報告及び連絡した実績に該当するものについては、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報を当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものです。電話でやり取りした場合については、上述の内容を踏まえ、電話でのやり取りの内容が明確となるよう記録していれば実績となります。
【適合表8】休日及び夜間の調剤応需体制について、自局の対応を地域へ周知方法として以下は該当するか。 a)薬局の外から見えるように入口に掲示 b)ホームページ上に掲載	両方該当します。様々な方法で広く周知してください。
【適合表11】無菌製剤処理について、紹介先の薬局の距離制限はあるか。	利用者の負担とならないよう紹介先を選択してください。
【適合表11】無菌製剤処理の調剤を紹介できる薬局を教えてください。	薬局機能情報提供制度で検索できます。 URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=yakkyoku
【適合表13】健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師は、受講証明書等の写しでもよいとされている。この受講証明書等の写しでもよいとされるのは、薬局における5年以上の実務経験がない薬剤師のみか。それとも、5年以上の実務経験がある薬剤師であっても受講証明書等の写しの添付で差し支えないか。	薬局における5年以上の実務経験がある薬剤師については、健康サポート薬局に係る研修修了証の写しの添付が必要となります。
【適合表14】地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講について、実施計画の記入例はあるか。	記入例は作成していませんが、計画書には、実施頻度や時期、対象者、内容（地域包括ケアシステムに係る内容が含まれていること）を盛り込んでください。
【適合表14】地域包括ケアシステムに関する研修は、外部研修ではなく薬局開設者が自ら実施する研修会も認められるか。	地域包括ケアシステムに係る内容が含まれる研修であれば薬局開設者が自ら実施する研修でも構いません。
【適合表14】研修を実施した記録の提出は必要か。	研修を実施した記録の提出は不要ですが、記録は適切に保管してください。また、申請までに全ての薬剤師に対する研修を修了しておいてください。
専門医療機関連携薬局	
がんに係る専門性の認定を行う団体はどこか。	以下の団体になります。 ○一般社団法人日本医療薬学会（専門性の名称：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）） ○一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（専門性の名称：外来がん治療専門薬剤師）